

～消費者注意情報～

台風被害に便乗した悪質商法にご注意ください！

(令和元年11月12日)

〈相談事例〉

先日の台風後、戸建て住宅の屋根が雨漏りするようになったので、インターネットで検索して見つけた事業者に連絡を取った。

すぐに作業員が来て、はしごで屋根に上ると、「大きな穴が開いているから、すぐに工事をしないと大変なことになる」と契約を急かされた。本格的な工事は近所の工務店に依頼するつもりだったので、応急措置だけを依頼し、ブルーシートを張ってもらった。

3週間後、事業者から、50万円を超える金額の請求書が届き、1週間以内に振り込むようにと書かれていた。事業者のウェブサイトには費用についての記載はなく、作業前にも説明は全くなかった。高額で納得できない。(60歳代 男性)



ココに注意！・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス

- ★ 大規模な災害の際には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。十分注意してください。住宅が被災して補修工事がすぐに必要な場合であっても、複数の事業者に見積りを依頼し、金額や工事内容を比較検討してから契約するようにしましょう。
- ★ 被災した住宅の補修工事等が可能な事業者を検索するサイトを公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理センターが開設していますので、参考にしてください。
※「住まい再建事業者検索サイト」<https://sumai-saiken.jp/>
- ★ 契約してしまった場合でも、クーリング・オフや取消しなどができる場合があります。消費生活センターにご相談ください。

〈参考〉

「災害関連情報」(消費者庁)
<https://www.caa.go.jp/disaster/>

「ご用心 災害に便乗した悪質商法」(国民生活センター)
http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/disaster.html



消費生活センター消費生活ホットライン188イメージキャラクター
イヤヤン『泣き寝入りは超いやや(188)！』

東京都消費生活総合センター ☎03-3235-1155
お近くの消費生活センター 局番なし☎188(消費者ホットライン)

〈悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください〉

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。